

施工の現場から 産業用太陽光発電O&M エナジービジョン

代表取締役
奥山 恭之

第12回 改正FIT法でO&Mが必須に

改正FIT法が来年4月から施行される。

その意図を簡単にまとめることができる。

再生可能エネルギーを増やすための仕組みだったが、これからは長期間、安定的に稼働させるための仕組みに変わる」ということになるだろう。

●地域との共生、安全性の確保

●保守・点検の確実な実施

新設、既設のいずれの産業用太陽光発電所も対象となり、場合によっては【認定取り消し】という厳罰も用意されているので、十分な理解と対策が必要になる。稼働済み案件については『O&M必須』になるので、その準備を進めなければならぬ。

他法令違反時に改善命令、認定取り消しができるようにするため、建築基準法や電気事業法、国土利用計画法、都市計画法などを遵守し、違反状態にあるならば是正しなくてはならない。

「適切に点検・保守を行い、発電量の維持に努めること」、「定期的に費用、発電量等を報告すること」、「設備の設置場所において事業内容等を記載した標識を掲示すること」と改正FIT法には明記されている。

専門業者としての視点から見ると、今回の法改正においてO&M関連で注意すべきポイントとしては以下の2点を指摘す

●地域住民からの違反懸念事例の通報を受け付ける窓口も設置されるため、しらを切ることが不可能だ。のり面の崩落や土砂流出、パネル飛散や架台破損の懸念

具体的対応は、遠隔監視システムを導入し発電所の稼働状況を日常的に管理すること、年次点検の計画を策定すること、駆け付け対応の準備をしておくこと、など。最低でもこの程度は必要になるだろう。

今後、改正FIT法の主旨を踏まえて、国による事業計画策定ガイドラインが整備される予定だが、それを待ってから対処するのではなく、事前に想定して準備しておくべきだろう。

『認定取り消し』という最大のトラブルを避けるために、太陽光発電業者のやるべきことははっきりしている。と見ている。



経産省資源エネルギー庁主催による改正FIT法説明会の模様